

仕様書

吹田市学校給食における白衣類の賃貸借及びその付帯業務について本仕様書により実施するものとする。

1 契約期間 契約締結日から令和11年7月31日まで

※履行期間 令和8年8月1日から令和11年7月31日まで

※この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る本市の歳出予算において減額又は削除があった場合、本市は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 対象施設 吹田市立小学校及び保健給食室(別紙のとおり)

3 対象者

対象者見込み数 152人（令和8年8月1日見込）

給食調理員（正規職員及び会計年度任用職員）、栄養士等とし、新規採用及び退職等による増減にも対応すること。ただし、退職に伴う返品分のうち、十分着衣可能なものは双方協議のうえ、新規採用者等に貸与することを認める。

4 賃貸借の物品及び貸与枚数

下記一覧表のとおりとする。

同等品の場合は寸法、機能、材質、デザイン等が仕様と同等以上とすること。

生地については工業用洗濯に対応すること。

一覧表

品名	職種	品番			貸与枚数(一人につき)
調理員用上衣 長袖	調理員	KAZEN	KZN400-81	サックス	3 ※1
調理員用上衣 半袖	調理員	KAZEN	KZN402-81	サックス	5 ※1
栄養士用上衣 長袖	栄養士	KAZEN	KZN400-81	サックス	5
パンツ	調理員・栄養士	KAZEN	KZN800-81	サックス	5
帽子(ケープ付フード)	調理員・栄養士	KAZEN	475-52		5 ※2
帽子(八角帽子)	調理員・栄養士	KAZEN	484-61	サックス	

※1 調理員用上衣については、長袖3・半袖5を基本とするが、調理員の希望により、上衣8着の範囲内で長袖と半袖の割合を変更可とする。

※2 帽子については、貸与枚数5枚の中で、ケープ付フード及び八角帽子を選択できるものとする（5枚の中で異なる帽子を選択可とする）。

5 クリーニングについて

洗濯回数は各小学校及び保健給食室で週1回とし、1回でそれぞれ2枚まで洗濯可能とする。

また洗濯のための現物は、各小学校及び保健給食室で双方立会いの上受渡し、枚数を正確に把握するものとする。

(各小学校及び保健給食室への集配は、1週間のうち1日、もしくは、2日に分けて行うこと。)

6 洗濯工程について

水による予洗いの後、洗剤洗いをすること。ただし、工程中、漂白剤等にて漂白・殺菌すること。

仕上げはトンネル仕上げとし、小ジワ等がよらないように特に留意すること。

7 賃貸借料の請求について

賃貸借料については、毎月1回でも回収し洗濯した場合は1人分としてカウントし、それぞれの月の末日に締め切り、その月の人数にそれぞれの単価を掛けた額に消費税及び地方消費税の額を加算した額を請求するものとする。

ただし、8月分の請求は9月分を含めるものとする。

※8月中に洗濯に出した人数が9月中に洗濯に出した人数を上回る場合は、9月分にその上回った人数を加算して請求するものとする。

8 その他

- ・事前に各小学校で採寸を行い、希望したサイズを貸与すること。
- ・パンツの裾上げにも対応すること。
- ・貸与後にサイズ変更の希望があった場合には早急に対応すること。
- ・洗濯物の納品は、基本的にはハンガースタンド（業者負担）に被服を吊るして納品すること。
- ・洗濯物の搬出は予め用意したランドリーカート（業者負担）を使用し回収すること。
- ・ランドリーカートは指定の場所に備え付けること。
- ・補修（ファスナー修理等）や交換（破損、破れ、サイズ交換等）に対応（業者負担）すること。
- ・学校内での業務については、安全に注意し学校運営に支障をきたさないこと。
- ・本仕様書に定めのない事項については、その都度双方が協議の上、決定するものとする。